

マイナンバー対応ソフトウェア(マイナンバー対応業務ソフト)
Web公開用シート

事務局記入欄	
会社名	株式会社バシフィックシステム
製品名	PSD労働社会保険
バージョン	8
認証日	2016/7/26

No.	番号管理プロセス	安全管理措置区分	概要	機能名	実装予定日(評価時未実装の場合)	オプション対応	製品名/機能名
1	保管	正確性の確保	個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。	個人別マイナンバー入力 マイナンバー一括入力 チェックデジット 検査機能			
2	保管	収集・保管制限(保管制限と廃棄)	個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。	個人別マイナンバー入力 マイナンバー一括入力		個人番号を当製品で保持せず、利用時のみ参照し申請書へ出力することが可能	・給与奉行 ・OBCマイナンバー 収集保管サービス ・PCAマイナンバー 管理ツール ・給与大臣 ・大臣マイナンバー 収集保管サービス (セコム) ・MJSマイナンバー ・給料王
3	安全管理措置 (組織的)	取扱規程等に基づく運用	取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録する。	マイナンバー取扱記録			
4	安全管理措置	取扱状況を確認する手段の整備	特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。 なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。	マイナンバー取扱記録			
5	安全管理措置 (物理的)	個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄	個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。 →ガイドライン第4-3-(3)B「保管制限と廃棄」参照 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。	マイナンバー一括 削除・事業所別 マイナンバー一括 削除			
6	安全管理措置 (技術的)	アクセス制御	情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。	ログインユーザーごとに個人番号の利用権限設定			
7	安全管理措置 (技術的)	アクセス者の識別と認証	特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。	ログインユーザーのID・パスワードシステム起動時に装着する実行ディスク			
8	安全管理措置 (技術的)	情報漏えい等の防止	特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。	個人番号の暗号化 個人番号を別DBで 分散管理		個人番号を当製品で保持せず、利用時のみ参照し申請書へ出力することが可能	・給与奉行 ・OBCマイナンバー 収集保管サービス ・PCAマイナンバー 管理ツール ・給与大臣 ・大臣マイナンバー 収集保管サービス (セコム) ・MJSマイナンバー ・給料王